

令和6年度介護の魅力発見バスツアー実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度佐賀県介護の魅力発見バスツアー実施業務

2 事業目的

2025年には全国で22万人、県内では1,147人の介護職員が不足、2040年には更に不足数が拡大すると推計され、また、生産年齢人口の減少も今後進んでいくと見込まれる中、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が課題となっている。本業務は、若者を対象とした介護の職場等の見学・体験ツアーを実施することにより、介護の仕事・進路への理解を促進し、介護人材の参入促進につなげることを目的とする。

3 委託内容

ツアー日程、対象者及び訪問先については、別紙「ツアー概要(案)」を参照すること。

【条件】

(1) バスツアー企画及び運営に関すること

- ・企画には以下の内容を含むこと。

①バスツアーしおりの作成

※しおりの内容はツアー旅程、訪問先の基本情報及びプログラム特色、佐賀県の介護関連の情報サイトの紹介等の内容を含むこと。

②ツアーガイドを配置すること

※移動中の車内での参加者への情報提供を含む。情報提供の内容は佐賀県の介護関連の情報サイトの紹介等、その他に参加者が楽しく快適に過ごせるような簡単なレクリエーション等を含むこと。

③昼食の手配

④バスツアー運営中の記録（移動中及び訪問先での記録写真）

⑤参加後アンケート実施及び結果分析

※次回以降の改善を検討するため、結果分析には今後の企画・運営に資する助言等を含むこと。

- ・事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置が取られていること
- ・集合地と解散地は佐賀県内で参加者の利便性が良い場所とすること
- ・貸切バスは、佐賀県内の事業者で、かつ、公益財団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において二ツ星又は三ツ星に認定されている事業者を利用すること
- ・本バスツアーの実施については、旅行業法は適用されません

- (2) 参加者募集の広報、申込受付及び参加者管理に関すること
 - ・事業目的を踏まえ、ターゲットとする対象者への効果的な告知と参加意欲や興味関心を喚起する広報を行うこと。

- (3) ツアー当日の安全管理及び緊急時の対応に関すること
 - ・緊急時の参加者の安全確保及び連絡体制の構築すること。

- (4) 成果品について
 - ・委託業務を完了したときは、速やかに紙文書及び電子データにより下記のものを納品すること。
 - ① 業務完了報告書（事業実施内容記録、参加者アンケート結果分析）
 - ② 本業務において作成した資料及び広告物等データ
 - ③ アンケート集計データ
 - ④ その他委託者が、成果物として提出を求めるもの

4 委託期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

5 契約上限額

6,933,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

委託料の支払いは、委託業務完了後の完了払とする。

6 留意事項

- (1) 委託業務の実施に必要なかつ適切な人員配置を行うとともに、責任者を明確にし、業務に係る県又は介護施設及び福祉系高校からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 安全及び旅行目的の確保のための留意事項として、
 - ①旅行の企画・募集の段階から責任をもって遂行できる責任者を置くこと。
 - ②当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。
 - ③当該責任者が旅程が安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。
 - ④旅行中に連絡が取れる責任者を置くこと。といった措置をとること。
- (3) 本事業の全部を再委託することは認めない。ただし、業務の一部に限りあらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、県が承認した場合は、この限りではない。

- (4) 受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。
- (5) 本事業の実施において申請・届出等が必要な場合については、受託者によりこれを行うこと。
- (6) 受託者の責任による訪問先介護施設及び福祉系高校の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- (7) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (8) 本事業において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。

別紙

ツアー概要（案）

ツアー日程、対象者及び訪問先

開催日	日時 令和6年7月～令和6年9月頃 1日×3回程度（計3日）
対象者	県内の中学生等 ※保護者同伴可（中学生1名につき保護者1名）
目標参加者数	保護者含め各回20名程度（計60名程度） ※保護者含め各回40名程度（計120名程度） ※各回保護者含め中学生5人程度を下回る場合には実施可否を検討する。
訪問先	1回の見学先は、県内の介護事業所2施設及び県内の福祉コースを有する高校1校とする
訪問先での実施内容	①介護事業所 法人概要、施設概要、サービス内容、職場環境、スタッフの声、介護の仕事体験、利用者とのふれあい体験など。 ②高校※ 高校概要、学科概要、学習カリキュラム、学習環境、高校生の声、体験授業など。
参加料	ツアー参加者から参加料（バス乗車料、昼食代）は徴収しない。

※県内福祉系高校（参考）

- ・ 県立嬉野高等学校 嬉野校舎 総合学科 社会福祉系列
- ・ 県立神埼清明高等学校 総合学科 生活福祉系列
- ・ 学校法人江楠学園 北陵高等学校 生活教養科 介護福祉士コース
- ・ 佐賀女子短期大学付属 佐賀女子高等学校 普通科 福祉コース
- ・ 学校法人伊万里学園 敬徳高等学校 普通科 生活福祉コース
- ・ 県立牛津高等学校 生活経営科 生活福祉類型
- ・ 学校法人佐賀清和学園 佐賀清和高等学校 文化教養科 生活福祉コース
- ・ 県立多久高等学校 総合学科 健康福祉系列
- ・ 県立唐津青翔高等学校 総合学科 生活福祉系列